

経済研究

第30卷 第3号

Jul. 1979

Vol. 30 No. 3

特集 英仏古典経済学の諸問題

古典経済学と J. プリーストリ

杉山忠平

1

わたしはかつてアダム・スミスとジョウゼフ・プリーストリとがたがいに他を知っていたかどうかという問題をたて、両者の思想的な接点をとおして18世紀思想史の一側面に接近する試みをした¹⁾。そのさいわたしはプリーストリがウォリングトン・アカデミーにチューターとして在職中に書いた『教育論』²⁾およびそれに添えられた「歴史学講義シラバス」³⁾にふれた。同書は2つの点で注目に値する。1つは、その閲歴からいっても、政治学的著作を含む龐大な量の著作にもかかわらず経済学的著作がないことからいっても、経済学に関心をもたなかつたかにみえるプリーストリの経済学的意見の表明がそこに含まれているからである。2つはその経済学的意見に重商主義を想起させる要素があるようにみえるからである。

ところで、『国富論』の10余年まえに書かれた

同書は別として、プリーストリは最後までスミスの経済観にふれなかつたかという問題について、わたしは晩年のかれがトマス・ジェファソンにあてた手紙で、スミスとも『国富論』ともいうことなしにではあるが、「大きなファンドをもつてゐるイングランドの大学では、教授職は收入ゆたかな閑職」であるといい、収入が教授自身の努力に依存するような俸給制度を推奨していることを指摘し、それが『国富論』第5編第1章の周知の部分と対応するという理由から、かれが『国富論』に接していたことを確実とみたのであった。

この点は、そのかぎりでは、まちがいではない。しかし、それにさきだってわたしはプリーストリの著作中には「かれが『国富論』を読んだとも読まなかつたとも推定するにたりる根拠はみあたらぬ」としている。だが、この点はあきらかに誤りであった。わたしはたんなる「推定」をこえる明示的な証拠をみのがしていた⁴⁾。そしてそれは上の『教育論』と無関係ではなかった。

『教育論』の20余年後にプリーストリは同書を復刻してそれをあらたに書かれた『歴史学講義』⁵⁾

1) 杉山忠平「プリーストリとスミス」『思想』No. 655(1979年1月), 23—37。

2) Joseph Priestley, *An Essay on a Course of Liberal Education for Civil and Active Life*, London, 1765.

3) "A Syllabus of a Course of Lectures on the Study of History."

4) この点を金沢大学教育学部教育学教室の安川哲夫氏はわたしへの好意ある私信で指摘された。

5) Priestley, *Lectures on History, and General*

と合本して刊行した。公刊の理由をかれはウォーリングトンで「言語および文学のチューター」として教えた「当時の学生の多くからの要請」によるとしている(*Lec.*, v)⁶⁾。つまり、かつて『教育論』に添えられた「シラバス」にすぎなかつたものを、いまや文章化して『講義』としたというわけである。そのさいかれは一方では、その間の年月のために、現在では他人の著作から収集したものとオリジナルな部分とを識別できないが、その多くはオリジナルなはずだといい、他方では「シラバスが最初に印刷されていらい、その後公刊された著作——とくにスミス博士の『国富論』とステュアートの『経済学原理』——から収集された多くの価値ある事項を加えて、このコースを拡大した」といい、「こうした著作中の若干の一般的原理を例証することによって、青年たちのなかにそれらの原理をよりよく知ろうとする願望をかきたてたいというのがわたしの期待である」といっている(*Lec.*, viii)。

このことはいくつかの問題を示唆している。すなわち、「シラバス」でたんに列記されていた諸項目が文章化され「講義」の形態をとったということは、「シラバス」が書かれた当時の含意がそのまま再現されているという保証にはならないという問題が一つである。たとえば、後述のように、「シラバス」に貿易差額の項目名があり、かつ『講義』で貿易差額が否定的に述べられていたとしても、ただちに「シラバス」での含意も否定的だったということにはならない。否定的だった可能性と同様に、肯定的だった可能性もあるからである。つまり、『講義』が「シラバス」の含意の忠実な再現であるか、それともその後の時間の経過がプリーストリの経済観に大きな変化をもたらしたかは、中間項が介在していないために、あきらかでないのである。

問題の2つはスミスとステュアートとがたんに並記されていることである。プリーストリがそのどちらをも読んでいたことはいまや明白であるが、かれは両者を対立的契機においては理解していな

Policy, Birmingham, 1788.

6) Priestley, *Lectures*, v の略記。以下同様。

かったのであろうか。いうまでもなく、スミスは『国富論』のどこでもステュアートを名ざしで批判してはいないが、批判は『国富論』の諸内容によって默示的にあきらかであるだけではなく、かれの手紙では明示的にもあきらかである。1772年に書かれた手紙の1つで、かれは執筆中の『国富論』にふれて「同書[ステュアートの『経済学原理』]の名を1度もあげることなしに、同書中のまちがった原理はすべてわたしの著書のなかで明確に論駁されるあります」と書いているからである⁷⁾。

さしあたりこれらの問題を解くべき手がかりはない。そこで、ここでは『教育論』ないし「シラバス」と『講義』とを所与のものとして、それぞれについて一見し、両者を対応させてみるほかない。

まず前者について。『教育論』は従来の高等教育が「学識ある職業」にむけられているのにたいし、「活動的な生活の主要な部署」をみたすべき人びと、「知的で有用な市民」を育成する教育機関が欠けているとし、こうした欠陥を埋める市民的な高等教育機関を想定する(*Es.*, 1, 11)⁸⁾。そこではフランス語、実用数学、代数、幾何等の諸科目についての知識を前提としつつ、万国史、イングランド史、現行法制等が教えられる。それは教会法や形而上学や論理学に重点がおかれる既存の大学とはことなるし、講義もラテン語ではなく英語でなされる。「商業」したがって経済学も講じられる。「活動的な生活」に進む子弟にとって不可欠の主題と考えられるからである(*Es.*, 13)。

この点に関連して、学問は実業に進もうとするものに不適切ではないかという反対論を予想して、『教育論』は「サー・ジョウサイア・チャイルド、ジー、ボスルスウェイト、タッカー等の著作への傾倒」が商人の適性を低下させるなどと考えることはできないとしている(*Es.*, 19)。これらの人物は、チャイルドを除いて、プリーストリと同時代

7) Adam Smith to William Pulteney, 3 Sept. 1772. *The Correspondence of Adam Smith*, ed. E. C. Mossner and I. S. Ross, Oxford, 1977, 132.

8) Priestley, *An Essay*, 1, 11 の略記。以下同様。

人だったといってよく、チャイルドもその名声はかれの時代にも存続していたのだから、このような言及はかれが同時代の経済学にある程度つうじていたことを示すと同時に、かれの経済学的認識がなにほどか重商主義によって規定されているのではないかと思わせる。これらのこととははたして「シラバス」によってどう裏づけられるであろうか。

「シラバス」のすべての内容をあとづけることは、もちろん、ここでは不要である。諸項目のうち経済学に関連するものを、便宜上の一連番号を付して、抽出してみよう。カッコ内のローマ数字は講義番号である。

1(VI) 鑄貨とメダルについて。歴史におけるその起源と用途。それらのものからわれわれがうけとる主要な情報。……古代の鑄貨と近代の鑄貨との比較。

2(XV) 古代および遠隔地の諸国民の富と力を評価する方法について。この主題についての誤りの源泉。鑄貨標準の変遷。商品の価格は何に依存するか。……貨幣と商品との割合を確認する適切な資料。ギリシアの鑄貨が被った変化。古代における銀と金と真鍮との割合。ローマの鑄貨の変化。ギリシア史とローマ史とのさまざまな時期における貨幣と商品との割合。ギリシアとローマにおける利子。

3(XVI) イングランドの貨幣。サクソンの鑄貨とノルマンの鑄貨との比較。金・銀はいつからわが国の国王によって鑄貨とされ始めたか。イングランドの鑄貨の価値のすべての変化の表。わが国の歴史のさまざまな時期における金と銀との割合。わが国の歴史のさまざまな時期における鑄貨と商品との割合。シャルルマニュの時代いろいろのフランスの鑄貨のすべての変化の表。フランスのさまざまな時代における鑄貨と商品との割合について的一般的な考え方。ヨーロッパのさまざまな時期のさまざまな利子率。一国民が獲得する貨幣の相対的量を算定するさいに考慮されるべきその国民の数と富。

4(XXXVII) 商業史上もっとも重要な時期の指

摘。一国民を幸福で多人口で安全にするのに役だつ、歴史上注意に値する、すべてのこと。不可欠物としての政府。政府の性質と目的。……政府の諸形態。

5(XLIV) 政府の費用。軽い税の作用。重い税。所有物への税か消費物への税か。その利益と不利益。人頭税はいかなる場合にもっともたえやすいか。消費物への税はだれによって支払われるべきか。輸出品への税。収税請負人。国債。

6(XLVIII) ……農業への配慮の必要。最良の奨励方法。奨励金。公共穀倉。農業と商業との相互作用。農業の不備に伴う事情。数世紀前のイングランドにおける農業の不備な状態。

7(XLIX) 技芸と製造業とはどのように国家の力を増大させるか。労働の奨励の重要性。製造業の巨大な利点。技芸と製造業と商業との奨励のための団体。科学と技芸との関連。科学への好みはどのような事情に依存するか。科学の妨害の結果。技芸が完成に近づいたのち通常おこる衰退。科学はなぜそれほど衰退しやすくないか。

8(L) 国家にとっての商業の利益。人心への商業の影響。能動的商業と受動的商業。何がもっとも有利な種類の商業か。漁業について。未加工原料の輸入。商業の収益と国の収益との比較。貿易差額。土地の価値にたいする商業の影響。およびその逆。商業にたいする立法の干渉。海運法。商業にたいする制限。会社。土地の譲渡。迫害による商業の喪失。

9(LI) 商業国にとっての植民地の有用性。古代植民地と近代植民地との相違。わが国のアメリカ植民地の重要性。本国への植民地の全面的従属。アイルランドの状況。それへの不当な警戒。アイル・オヴ・マン。度量衡の統一。貨幣についての定則。どんな場合に多量の貨幣は一国にとって有益または有害か、またどのように貨幣の増加は進歩した状態の社会をつくるのに作用するか。

10(LII) 利子について。利子の上下はどのように商業の状態に影響されるか。紙幣について。

紙信用。この点での北アメリカ植民地の状態。わが国の商業を配慮し改善する動機として商業の変動的性質を例示。商業を拡大する不成功な試みから生じた利益。

11(LIII) 社会の繁栄的状態の諸結果の論証。どの種類の奢侈が有害か。奢侈のゆきわたる国はこれによってどの程度自衛不能に陥るか。またその逆。……

12(LV) ……諸国民の人口について。よき法律と政府との影響。容易な帰化。土地のどのような使用が最多人口の扶養を可能にするか。古代諸国民の人口を判定するための事情。トレードと商業はどのように一国民を多人口にするか。土地の平等な配分。労働を容易にするための機械はどんなとき有用で、どんなとき有害か。

13(LVI) 牧畜がかつてイングランドの人口に有害だったこと。囲い込みが有害な場合と有益な場合。工業の必要性。節儉について。高価な生活の好みがいかにアウグストゥス時代のローマに有害だったか、また現在われわれに有害であるか。シナの多人口の理由。……一国の人への宗教の影響。古代と近代との諸国民の人口の比較。一国の人への数を容易に計算する方法。

2

これらたんなる項目の列記から推定しうるかぎりでいうなら、第1に、歴史学の講義であるから、経済的な項目は歴史的な情報としてふれられていてこと、つまり主眼は歴史にあり、経済はそれに従属していることを思わせるような要素がある。たとえば1(VI)から4(XXXVII)までの諸項目の大半がそうである。しかし、第2に、歴史にかかわりつつも、その範囲で経済学の一般的な理論や政策論を帰納しているのではないかと思われる要素もある。たとえば5(XLIV)や6(XLVIII)の諸項目がそうであり、7(XLIX)から12(LV)までの諸項目にいたっては、歴史学の講義との関連を疑わせるほどに、経済的な性格が強い。そして13(LVI)になると、ふたたび歴史的情報とし

ての経済的な項目という性格が浮上してくるようみえる。

そして、この第2の要素と関連して、さきに示唆したように、重商主義を思わせる種類の項目がある。たとえば、8(L)のなかでもとくに「国家にとっての商業の利益」から「漁業」をへて「貿易差額」にいたる諸項目がそうである。漁業は重商主義期の著作家たちによってしばしば陸上の鉱山にたとえられ、もっとも奨励に値するものとされたし、「未加工原料の輸入」や「貿易差額」は7(XLIX)の「技芸と製造業とはどのように国家の力を増大させるか」や「労働の奨励の重要性」や「製造業の巨大な利点」などと呼応しつつ、重商主義の基本観念につらなるようみえる。⁹⁾ (LI)の「商業国にとっての植民地の有用性」も同様であり、「わが国のアメリカ植民地の重要性」にいたっては、後年のかれ自身のアメリカ觀との矛盾を思わせるほどにもそうである。また13(LVI)の「古代と近代との諸国民の人口の比較」や「一国の人への数を容易に計算する方法」は、それ自体では、この本のほぼ10年まえのヒューム＝ウォレス論争を一頂点とするような、当時の人びとの、共通の関心をプリーストリも分有していたことを示しているが、同時に、それらは12(LV)の「トレードと商業はどのように一国民を多人口にするか」や4(XXXVII)の「一国民を幸福で多人口で安全にするのに役だつ、歴史上注意に値する、すべてのこと」などと呼応している。このうち前者の項目は、あきらかに、多人口に資するものとして「トレードと商業」をとらえているし、後者の項目はいっそ直接的に多人口を祝福しているのであって、いずれも人口についての重商主義的命題につらなっているであろう。12(LV)の「容易な帰化」にしても、たとえばチャイルドの『新交易論』の章の1つ⁹⁾を連想させるだけでなく、おなじ12(LV)中の他の諸項目との関連では、やはり重商主義的人口觀との脈絡で挙示されていることを思わせる。

しかし、他方では、9(LI)の「どんな場合に多

9) Josiah Child, *A New Discourse of Trade*, London, 1693, 122—7.

量の貨幣は一国にとって有益または有害か」や 8 (L) の「商業にたいする立法の干渉」のように、重商主義を指向するとも、非重商主義を指向するともとれる項目もないわけではない。

さらにこの本の他の部分をあわせて考慮にいれると、疑問は増幅されてくる。『教育論』と題されるこの本は、主体をなすその「教育論」——前述のようにあとで『講義』に復刻・収録される部分——と上の歴史学講義のシラバスのほかに、イングランド史講義への序説およびその講義プラン、イングランド法講義への序説およびその講義シラバス、教育法提言への批判とからなっているのだが、その「イングランド史講義序説」には、一方では「わが国の安全、商業、国力」を強調しつつも、他方では「われわれは世界全体の市民」だともいっている (Es., 75)。

また「イングランド法講義シバラス」の前文では「対内的にはわれわれを幸福にし、したがってまた多人口にし、対外的にはわれわれを強力にする」ことを「すべての政治の大目的」(Es., 100)と述べることによって重商主義的な人口観や国家観を思わせるかれが、「教育法提言批判」では教育への国家の介入を拒否し、その点での自由放任を唱えている。「わたしはこの教育という問題への立法の介入にたいして、教育の適切な計画にとって有害であるとして、またその現在の効用にかんがみて市民社会の大目的に有害であるとして、さらには、市民社会がこれまで達成したよりもいっそう完全な状態にむけての進歩を妨げる傾向があるとして、反対する」(Es., 142) というのである。これはかれのバーフェクティビリズムと、他箇所での「社会の最大量の幸福」(Es., 152) という表現によっても裏づけられる功利主義との並存がみられる点でも興味深いのだが、その点にはたちいることができない。ここではかれが教育の自由を専制主義への防波堤としていること、そしてそれがかれの自由主義の基本をなしていることに注目しておけばたりよう。

かれは国教主義に反対し、信教の完全な自由を唱えるのと同一の根拠から教育の自由を唱える。「イングランドの……国王権力と貴族権力と民主

権力との……混合政体の眞の精神と定則とはだれもが自分の子を自分自身のしかたで教育することによってしか存続されえない。もしもいずれかの部分が全体の教育を用意することになれば、その部分はまもなく全体のなかでの優位を手にいれるであろう」(Es., 206—7)。

教育の自由は意見の自由や出版の自由のような、その他の市民的自由と一体である。かれによれば、出版の自由の拘束はすでに必要以上におよんでいる。これ以上拡大するなら、「自然界におけるニュートン、精神界におけるロック、ハチスン、クラーク、ハートリのような人びと」の存在の余地はなくなるであろう (Es., 175—6)。そもそも「理性と權威とは別々のものであって、両者はたがいにあい反するのが通例」である。ある「意見や原理がすべての宗教やすべての市民社会をあきらかに顛覆させるようなものであれば、それらのものはあきらかにまちがっているのであり、容易に論駁されうるものであって、拡大する危険はありえない。それらのものの信奉者にはすきなように、もっとも公然と、それらのものを主張させておいても安全である」。意見の完全な自由こそ「真理の利益」のために必要であり、有用なのである (Es., 189—93)。

上にみたような一見重商主義的な見解は、ここにみたような明白な自由主義や功利主義とどう関連するのであろうか。もちろん、政治的・社会的には自由主義者であって、経済的には重商主義者であることも不可能ではないかもしれない。だが、この時期のプリーストリがそれに該当するのかどうか、判断の材料が欠けている。『講義』ではどうであろうか。

3

『歴史学講義』の講義番号は「歴史学講義シラバス」のそれとかならずしも一致しない。前者の講義番号は LXVIII まであるのに、後者のそれは LXIII までであり、両者の講義番号がまったく一致し、またその諸項目がほぼ一致するのは、それぞれの XXXVI までである。前者が書かれにあたって、すでに知ったとおり、増補された

項目があり、また両者間の講義番号の相違にもかかわらず完全に対応関係にある項目もある。

それらのうち、さきにあげた2つの要素のうち第1のもの、すなわち経済学的な項目名として類別されうるが、しかし歴史的情報の1つとしての性格が強いものは、ここでは割愛してよいであろう。『講義』中の対応諸項目の題名によってだけでなく、それぞれの講義内容によっても、その性格はたしかめられるからである。たとえば、その種類の一連の項目のなかには、2(XV)の「商品の価格は何に依存するか」のように理論的内容を思わせそうな項目も混入しているが、それとて、

『講義』の対応箇所では同一名称のもとでの貨幣標準の変化にふれて、ギリシア・ローマにおける貨幣価値の変遷のまえおきとしているにすぎない。

そこで、ここでの関心は第2の要素、とりわけ重商主義を思わせる部分、そしてスミスやステュアートにふれる部分に限定することにしよう。

さしあたり、端的に重商主義を指向するかにみえるとしてさきにあげた「シラバス」の8(L)のなかの若干の項目に対応する部分を『講義』のなかに求めてみよう。「商業」によって外国貿易を意味しつつ、『講義』はいう。「商業はかならず国民を富裕で多人口で強力にすると一般的に結論してよいであろう」(Lec., 389)。ここでも「富裕で多人口で強力」という語句には重商主義の臭がする。この一文は貿易一般を有益とするようにきこえるが、プリーストリはまたこうもいう。「一国民にとって有益でありうるのは、その国民が収入を消尽せずに豊富に生きることを可能にする商業だけである。したがって、すべての商業のなかで一国にとってもっとも有益なのは、国産の原料から作られる国産の製造品を輸出する商業である」。おなじ理由から漁業が推奨される。「この見地から、また漁業はとくに価値がある。なぜなら、……漁業はわれわれがきわめて有利な市場を開くことを可能にするのに、労働以外の何も必要としないからである。漁業はまた海運を推進し、多数の水夫を就業させる」(Lec., 389)。この漁業重視論も重商主義的とのさきの推定を裏づけている。そればかりではない。『講義』はつづけていって

いる。「国産製造品の輸出と漁業についてでは、製造業のための未加工原料の輸入が国民にとって有益である。それは貨幣の輸入よりもよい。なぜなら、それら外国産原料の製造業は国内で多くの人手を就業させ、それらのものから作られる財貨が、すくなくとも、原料の価格よりもはるかに多くをもたらすことは確実だからである」(Lec., 390)。完成品の輸出、未加工原料の輸入の重視が重商主義の基本命題以外のものではないことはあらためていうまでもない。ここには完成品の輸入にたいする忌避が述べられていないだけだといつてもよいであろう。

完成品の輸入にたいする態度が述べられないことは、貿易差額や保護貿易主義にふれる箇所の伏線のためであるかに思われる。貿易差額についていえば、それは「シラバス」の項目をなしていただけでなく、『講義』でも1項目として継承されている。ところが、この項目に該当する本文の部分では、貿易差額の語は使われていない。ではその語を用いないで、事実上それについて何がいわれているかをみてみよう。

「輸出は一国民を富裕にするけれども、われわれは一国民がトレードによって手にいれる富の量を輸出だけから判断してはならない。輸入もまた考慮されねばならない。両者が正確に均衡しあうならば、得失はないといってよい。あたかも一個人がある量の財貨を売っても、同額の財貨を買うならば、富を増やさないとおなじことである。いや、輸出は減少しても、輸出以上に輸入が減少するなら、輸出の減少にもかかわらず有利なトレードが増加したことになる。しかしこれは商業の価値を貨幣の増加だけで評価しているのである。一国民は対内商業だけでも繁栄しうるのであって、政府が統合されていない2国間の対外商業は、もし両国が同一政府のもとにはいることになれば、対内商業となるであろう。どの公正な取引でも、両当事者のいずれか一方に貨幣が蓄積されようと、されまいと、売手も買手も平等に利得するのである」(Lec., 390—1)。文意ははなはだ不分明である。この引用文の前段はあきらかに貿易差額論的思考によって規定されていることを示しているが、後

段は同様にはっきりとその反対を示しているように思われる。

ところが、保護貿易主義について『講義』の述べるところはきわめて明快であって、疑問の余地を残さない。ブリーストリは貿易規制にふれながら、それが直接的利益を追うあまり、「あらゆる将来の利益のスプリングそのものを切断する」という。「トレイドを開放的にしておくことから一国民に生じた不便はあまりない」。こういってかれは『国富論』の該当箇所を挙示しつつ、「都市の住民の食糧を安くし、それによって製造業と商業を促進するために、穀物輸出を禁止した」コルペールの政策を批判している(*Lec.*, 393)。

奨励金にたいする態度もこれと似た傾向を示している。奨励金についても、「シラバス」の項目に対応する項目は『講義』中にある。その本文は国内消費以上に穀物を生産する動機がないばあいには、不作はかならず飢饉を伴ったが、穀物輸出奨励金制度の確立以後、飢饉はなくなったといい、また、奨励金以後、貨幣の全般的な増加にもかかわらず、穀物価格は下落したといったあとで、一転して「それ[奨励金]は一時的に有用であるかもしれない。しかし、どんな商品でも奨励金なしには生産も輸出もされないとすれば、その商品を生産しないし輸出することによってえられるよりも多くのものが奨励金としてあたえられているのではないかということが考慮されねばならない」と書いている(*Lec.*, 366)。この一転は、貿易差額のばあいと同様に、「シラバス」当時には奨励金を有益と考えていたのに、『講義』では——このばあいは『国富論』を典拠として示してはいないが——『国富論』の影響によってひきおこされたのではないかという推定を可能にする。周知のように、スミスは奨励金はそれがなかったならば流れなかつたであろうような水路に産業を流れさせるといって、それを保護制度批判の根幹の1つとしたのであり¹⁰⁾、ブリーストリの上の引用文は、いくらくらい不明確ではあるが、その議論を指向しているようにみえる。もっとも、スミスは奨励金いらいの

穀物価格の下落は、奨励金による穀物生産量の増大によるのではなく、別の原因によるのだと明記しているのであって、この点でもブリーストリはスミスほど明確でない。

「シラバス」にも『講義』にも項目として再出するわけではないが、奨励金は『講義』の別の箇所でふたたびふれられている。「国民の全財産が1個人の手中にあるとすれば、有利な市場をみいだせないかぎり、かれは何も輸出しないであろう。したがって、奨励金つきの財貨を輸出する商人はそのようなトレイドで利得するにしても、国民が利得しえないことはあきらかである。ある特定の製造品ないし生産物を優遇するためには、その生産または輸出に奨励金をあたえるか、あるいはおなじものの輸入を禁止せねばならない。どちらのばあいにも、消費者の利益が生産物の生産者ないしは製造業者のそれの犠牲にされていることはあきらかである。だが、後者は少数であり、消費者は多数なのである」(*Lec.*, 374—5)。ここでも『国富論』は挙示されていないが、奨励金が生産者の利益のために消費者のそれを犠牲に供するものだというこの主張は、外国商品の輸入制限も国内生産物の輸出奨励金も消費者の利益を犠牲にしていふと非難するスミスの口調¹¹⁾の踏襲だといつてもよさそうである。

ところが、おなじ講義番号のもとに、次のようなくだりもある。「一国民に製造業から巨大な利点が生じることを歴史上無数の事実がもっとも明白に示している」ことに照らして、「国家の使用にそなえて労働のファンドを用意する」必要がある。「技芸と製造業とに投じられる労働だけが生活の便宜や装飾を増すことに寄与するのだから、そのような労働を緊急用に備えておき、さまざまにしかたで国家の用に転じる」のがよいし、労働の重要性からいって、加工を必要としない貴金属を自然の恩恵によって所有するよりは、「鉱石から金属を抽出するのに多大な労働を要する鉱山をもつ方がはるかによい」(*Lec.*, 378—9)。ここにある「労働のファンド」という考え方かたや「鉱山」

10) Adam Smith, *The Wealth of Nations*, ed. E. Cannan, London, 1904, 3rd ed., 1922, II, 7—17.

11) *Ibid.*, II, 159.

についての比喩的な表現には、あきらかに重商主義的思考の残影があるといえよう。

あるいはまた「農業と商業との相互的影響」の項目のもとでうかがわれる商業重視にも、同様のことがいえる。『講義』はボスルスウェイトに依拠しながら、トレードに有害なものは農業にも有害であり、したがって商業がもっとも有利だとして指示するようなものを耕作することによって農業の利益も商業の利益ももっともよく増進されるとしている(*Lec.*, 367)。ボスルスウェイトの名は、すでに知ったとおり、「シラバス」の時代にはプリーストリにとつたらしいものだったのであるから、この点では、おなじ項目名で「シラバス」が構想していたところと『講義』が述べていることとに大きな差はないとみてよい。そしてここでのトレードないし商業の扱いは、たしかに、スミス以前の段階のものである。

植民地については、『講義』と「シラバス」とのあいだにはアメリカ植民地の独立が介在しているから、あるいは独立戦争にさきがけてすでにプリーストリは植民地擁護の論陣をはる¹²⁾のだから、「シラバス」の当該項目に対応する項目のもとに書かれた本文をたどることはあまり意味がないようみえるかもしれない。たしかに本文中に独立戦争によるアメリカ植民地の喪失にふれた文節がある(*Lec.*, 403)。しかしそれにさきだつ諸文節には、それらの文節が独立戦争のはるか以前に書かれたものであり、文中に書かれていることは戦後大きく変化したとプリーストリ自身注記しており(*Lec.*, 402)，叙述内容も注記を裏づけるように思われる。そうだとすれば、その内容は「シラバス」当時のプリーストリの認識をうかがわせるといえよう。そこではかれはアメリカにおけるイングランド人1名は本国における4人を就業させるという「聰明なサー・ジョウサイア・チャイルド」の計算¹³⁾を利用し、「そのような巨大な数にのぼる、すべての種類の、わが国の製造工や職人を働かせることによってか、あるいはわが国の水

夫や造船工やかれらに依存するすべての職業に仕事をみいだすことによって、わが国これらのが[アメリカの]植民地がどれほどわれわれにとってすべての点で有利きわまるかを想定することは容易である」(*Lec.*, 401—2)といっている。これが「近代における海運と商業とのおどろくべき増大の大きな手段はわが国の海外植民地である」(*Lec.*, 400)という一文に端的に表現される植民地観とともに、伝統的に重商主義的な認識の継承を示していることはいうまでもない。

もっとも、かれはボスルスウェイトにならって、イギリンドの事実上の植民地であるアイルランドの物産の輸入を本国の物産の保護のために禁止する政策を「近視眼的」であるといい、また「植民地にたいする極度の警戒心」は本国自身にとって有害だともいっており(*Lec.*, 402)，かれの当時の植民地観に後年のそれにつうじるリベラルな側面があったことも否定できない。

4

『講義』には、こうして、「シラバス」当時の構想をすくなくからず規定したと推定される重商主義的要素が十分に清算されずに継承されていること、そしてそれと同時にそれが新しい古典経済学的要素と併存していること、またその新要素は「シラバス」自体のなかに潜在しているとみられるばあいもあるが、よりのちの『国富論』の影響によるばあいが多いことが判明した。『国富論』の影響がきわめて顕著な例はほかにもある。

『講義』では、「シラバス」の6(XLVIII)の最後の項目と7(XLIX)の最初の項目とにそれぞれ対応する項目のあいだに「シラバス」にない諸項目が付加されており、その本文にはスミスが直接的に投影している。付加された項目は「社会における改良の増進」、「分業」、「もっとも通常の技芸の大きな用役」、そして「政府による技芸等の奨励」、「製造業等に必要な安全」、「徒弟制」、「奴隸制」である。このなかでプリーストリはまず「富とその他すべての恩澤の唯一の源泉は労働である」といい、「労働によって人は土地と海から食糧や衣服、住居およびその他すべての点での快適

12) 杉山忠平『理性と革命の時代に生きて』岩波新書、1974, 114をみよ。

13) Child, *A New Discourse*, 208.

な生活の資料を手にいれる。これによって人は労働を短縮し分割して少数の人びとが多数の人びとに衣食住を供しうるようとする道具やエンジンをみずから作る」という(*Lec.*, 369)。第1の引用文と第2の引用文の前半とはスミスが『国富論』の冒頭で富は労働の生産物である生活の必需品と便宜品とからなるとした定式的な文章を敷衍したものとみられるし、後半はそれにつづく分業論へつながっているとみてよい。

『講義』はつづいて人を労働者と土地または貨幣の所有者とトレイダーとサーヴァントとの4種類に分類する。労働者 *labourers* は農業者 *farmers* と製造業者 *manufacturers* からなる。そして国民の富を加えるのはかれらだけであり、かれらの仕事だけが生産的である。サーヴァントは治安判事、教師、医師、法律家、兵士、俳優等である。土地ないし貨幣の所有者とトレイダーとの点を別とすれば、ここにあるのは事実上スミスの生産的労働と不生産的労働との区別¹⁴⁾にほかならない。「サーヴァント」の用語がスミスのそれよりも広義であるにすぎない。『講義』はこれを『国富論』のように蓄積論のなかに位置づけているわけではないが、しかし「労働の生産物が平和時に増大するにつれて、不生産的労働者の階級すなわちあらゆる種類のサーヴァントが増加するであろう。少数の労働者がかれらを扶養しうるようになるだろうからである」と適切にもいっている(*Lec.*, 370)。

個人は個人自身にゆだねられれば十分に慎慮があり、「日々かれらの状態を改善する」が、政府はそうではないとプリーストリはいう。「上述のすべての階級のなかでも、統治者は一般に自分たちの事柄にもっとも無知であり、また無知であらざるをえない。それらは極度に複雑で、かれらが所有している以上の知識と能力とを必要とするからである。かれらが国民をまきこむ愚劣な戦争や国民に課するはてしない税によって、統治者は個人が築きあげたものをたえずひきたおしている」(*Lec.*, 371—2)。このように、政府の事柄が複雑

だから政府はそれについて無知だというのは、『国富論』の主張とはかならずしもかさならないが、『国富論』の論旨はともかくもとらえられており、しかもプリーストリは国王や大臣が「個人の経済」に介入するのは僭越であり、かれらこそ最大の浪費者であるという『国富論』の蓄積論中のくだり¹⁵⁾を明示的に引用しているのである。

「分業」について『講義』は数行をさくにすぎない。プリーストリは「シラバス」当時すでに分業にふれ、「ある人の能力がもっぱら单一の目的に用いられる」分業の利益を述べていた(*Es.*, 19—20)。しかしそれは分業が該当しない種類の職業につく人びとのための教育についての議論へのいわば導入をなすにすぎなかった。だから、分業そのものについての本來的な議論は、スミスの名を明示してビン製造業によるスミスの例証を要約的に紹介したこの部分(*Lec.*, 372)ではじめてなされたことができる。

「政府による技芸等の奨励」は奨励金にふれつつ消費者の利益を強調した先述の部分であって、政府の保護なしには存続できない製造業があるなら、それは支持に値しないものだというのも、まさしくスミス¹⁶⁾である。

「徒弟制」と「奴隸制」にもスミスの跡は歴然としている。前者ではスミスは言及されていないが、「この国における徒弟修業にかんする法律は技芸の改善にたいする妨げである」(*Lec.*, 376)という一文を含む数行は、疑いもなく、スミスの主張の要約的再現である。もっとも、徒弟制を、同業組合とともに、自然的自由の侵害とみた『国富論』の主張¹⁷⁾はここでは欠けている。奴隸制を『講義』は非人道的であり、戦争の原因となりうるものもあるとし、アメリカのニグロ奴隸について「その光景には人間性が背反する」といいつつ、奴隸労働は自由人の労働よりも高価につくのであり、賃銀の高いアメリカの諸都市ですらそうであるというスミスの議論¹⁸⁾を明示的に紹介して

15) *Ibid.*, I, 328.

16) *Ibid.*, II, 159—60.

17) *Ibid.*, II, 120—44.

18) *Ibid.*, I, 82.

いる(*Lec.*, 377—8)。

ステュアートの影はどうであろうか。言及または引用の度数だけでいえば、じつはステュアートの方が多い。それはスミスの約2倍にものぼっている。しかし、その多くは貨幣、信用、税等についての、ヨーロッパ大陸、とくにフランスにかかる歴史的な情報源として利用されているにとどまる。もっとも、そうでないばあいもないわけではない。たとえば『講義』は租税論に関連してステュアートにふれ、かれが商品の販売にたいして課される税を「考えるおそらく最良の税」だとしている¹⁹⁾のに反対している。プリーストリは反対の理由としてそれが「商業国ではできるだけ容易におこなわれるべき所有物の移転」を阻害することをあげ、また「一国の富強が主として製造業に依存するとすれば、製造品に税を負わせることは不得策である」ともいっている(*Lec.*, 503)。この後者の引用文には重商主義を思わせるものがある。してみれば、プリーストリはここで重商主義者ステュアートを批判するのに重商主義的議論をもつてしたことになるであろう。

事実的情報源としての言及でない別の例をあげるなら、それは価格論にかんしてである。『講義』がふれるのは、流通貨幣量と価格との関係についてのヒュームの説をステュアートが批判しつつ展開している議論の一部分であり、生活資料の「標準価格」について述べるくだり²⁰⁾である。プリーストリはステュアートの文章の一部をほとんど文字どおりに反復しながらい。「物の価格は購買する欲望がなければ上昇しえないが、欲求がどれほど大でも、価格は欲求する人びとが支払いうる額を超過することはできない。したがって生活必需品の価格は、ステュアート氏のいうとおり、買い手、つまり、最低層の人びとの能力に依存せざるをえない。最大の飢餓においても、パンでさえその価格以上には上昇しえない」(*Lec.*, 404)。スミス経済学とステュアート経済学との対比はもとより、商品価格をめぐる両者の理論の対比もプリ

ーストリの関心にはないかのようである。かれは必要に応じてあるときはスミスを、あるときはステュアートを援用し、両者はいわば無差別であるようにさえみえるからである。かれにおける新要素と旧要素との併存からいって、それは当然だったのだろうか。

しかし、スミスとステュアートとが同一平面で対照されているばあいもある。公債論がそれである。「国債」はシラバスの5(XLIV)では諸項目のうちの1つにすぎなかったのが、『講義』ではそれだけで、事実上、独立の講義番号をなすほどに拡大されている。プリーストリはそこで国債の「起源と発展」をステュアート²¹⁾に依拠してあとづける(*Lec.*, 509—11)。ところが、公債の歴史をはなれるやいなや、プリーストリは次のようにいふ。「ある人びとは国債が、勤労を促進するなど、同額の資本 capital stock が追加されたのとおなじ作用をすると解釈している。しかし、政府によって紙幣の形で発行される貨幣はすべてまず個人によって現金で預託されるのである。税[国債]を支払う人はその額だけ自分の資産を手はなすのであり、したがってそれはかれにとって生産的ではなくなる。そしてそれは政府によって収穫をもたらさない陸海軍の費用、軍人の報酬、下賜金等に支出される。……なるほど貨幣は使用され、勤労は鼓舞される。しかし、それは消費財の価格をひきあげるような種類の勤労だけである。もしある人あるいはある国民がこのやりかたで自分たちの資産をすべてあたえるなら、かれらは確実に貧窮化するであろう。かれらの貨幣がひきわたされた人びとは利得するであろうが」(*Lec.*, 511—2)。

ここでは生産的労働を支持するものとしての資本と不生産的労働を支持するものとしての収入というスミスの定式的な表現²²⁾はないが、それとおなじ概念が事実上含意されている。スミスとほとんどおなじ口調²³⁾でプリーストリは公債が追加資本ではないといっているのである。そしてそれは公債が滞留する貨幣に捌け口をあたえることによ

19) James Steuart, *The Principles of Political Economy*, London, 1767, repr. Tokyo, n. d., II, 593.

20) *Ibid.*, I, 396—7.

21) *Ibid.*, II, 353, 377, 472.

22) Smith, *The Wealth*, ed. Cannan, I, 315—6.

23) *Ibid.*, II, 409—11.

って新需要を創出し、商業的社會の展開に建設的な役割をはたすと考えたステュアートの主張²⁴⁾と正反対のものである。こうして、かれは公債の成立史をステュアートによって説明しながら、つまり、このばかりにもステュアートを事實的情報源として援用しながら、公債そのものの經濟的意義についてはスミスによってステュアートを否定しているのである。『講義』にたいする『国富論』の影響はここにもっとも顕著に象徴されているといつてよいであろう²⁵⁾。

ところで、「シラバス」と『講義』とのあいだにはテュルゴーの経済学的著作も介在したし、ケネーの業績は「シラバス」以前に属する。古典経済学の語を廣義に解するなら、プリーストリのかれらへの言及もふれられる必要があろうが、もはや紙幅が許さない。ただ要約的な一見だけにとどめなければならない。テュルゴー自身の著作への言及はない。かれはコンドルセーのテュルゴー伝記²⁶⁾をフランスにおける貴族制、宗教政策、租税

24) Steuart, *The Principles*, repr. Tokyo, II, 451—2.

25) プリーストリにとってステュアートとスミスとの同一平面での対照の別の機会は奢侈をめぐってであったであろう。奢侈の經濟的意味については、かれは「この種[たんなる裝飾愛]の欲求は、われわれの他のすべての欲求以上に、勤労を促進し、富を循環させるもっとも効果的な手段である」というだけで、奢侈についてのかれの関心は主として奢侈の精神的または肉体的な作用についてであり(Lec., 418), さもなければ奢侈品への税についてである(Lec., 507)。

26) *Vie de Monsieur Turgot*, Londres 1786. プリーストリは *Life of Mr. Turgot* としてのみ挙示している。

なお、かれがコンドルセーの著作にしたしんだことは、よりのちの2人の関係を想起させて興味深いが、それはここでの主題に直接関係しない。杉山忠平「理

制等の史実のために利用するにすぎない。それ以外には、おなじ関連で、テュルゴーが世襲特權を「他人の自然権の侵害」であり、「社会の原初的目的に反し、それゆえ真の不正」であるとみなしたといい、また「これらの人びと〔特權階級〕の連合した要求と陰謀があの偉大な人を圧倒した」というだけである(Lec., 308, 507)。

6(XLVIII)の農業にかんする項目は、『講義』の対応部分でみるとかぎり、一見そうみえるように、重農主義を意味するわけではない。農業と土地生産物なくしては製造業も存続しえないとしつつも、農業の唯一の奨励方法は農産物に市場を用意する他産業を刺激し、「それ[農業]を商業に従属させること」だという(Lec., 365)のだからである。これは重農主義どころか、重商主義というべきであろう。

むしろ租税論的部分に重農主義への言及がみられる。そこでは「すべての税を土地あるいはむしろ……純生産物から徵集するというのがフランスのエコノミストたちの定言である」とい、また「純生産物は年々再生産される唯一の富である……とかれらはいう」(Lec., 505)ともいう。しかし『講義』は再生産論には深入りせず、租税政策論としてのみ重農主義を扱う。そして土地生産物はあまりに多様であるから、この方法はあまりに複雑な体系にならざるをえないし、それにかえて、所有への税、それゆえ支出への税、それゆえまた奢侈品への税を推奨している。重農主義についてはこれがすべてである。

(静岡大学教育学部)

性と革命』『思想』, No. 469(1963年7月); 杉山, 前掲書, 71, 161—4 をみよ。